

平成28年6月9日

株 主 各 位

札幌市中央区南十九条西十一丁目1番15号
株式会社光ハイツ・ヴェラス
代表取締役社長 森 千恵香

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年6月24日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 札幌市中央区北4条西4丁目1番
札幌国際ビル 8階 国際ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第30期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.varus.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、足踏みを続けてきた景気にもたつきが目立ってまいりました。また、円高や海外経済の減速を背景に設備投資は先送り懸念が強まり、平成28年2月16日に日銀はマイナス金利導入を試みましたが、いまだ、効果が見えない状況にあります。

高齢者住宅・介護事業を営む業界は、平成27年4月の介護保険法改定による介護保険報酬が引き下げられ、介護保険特定施設においては約10%の収益減となりました。更に当事業年度においても国土交通省と厚生労働省が推進する補助金事業である、サービス付き高齢者向け住宅の開設が相次ぎ、業界全体の顧客獲得競争が激化いたしました。このような環境下における当社の営業活動につきましては、札幌市内の入居一時金方式の介護付有料老人ホーム6施設合計室数814室（光ハイツ・ヴェラス5施設およびヴェラス・クオーレ山の手1施設）、サービス付き高齢者向け住宅「ヴェラス・クオーレ小樽」1施設59室、月額家賃方式の住宅型有料老人ホーム「ヴェラス・クオーレ札幌北」1施設216室、更に、平成27年8月に札幌市中央区に新規オープンいたしました住宅型有料老人ホーム「ヴェラス・クオーレ南19条」89室を加えまして全施設合計1,178室の新規入居獲得に全社を挙げて取り組みました。その結果、新規開設の空室増により全施設平均の入居率は90%を下回りましたが、期末入居率は約88%を確保することができました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,177百万円(前事業年度比3.6%減)となり、営業利益269百万円(同42.8%減)、経常利益255百万円(同54.5%減)、当期純利益148百万円(同52.5%減)となりました。

また、当事業年度も雇用情勢の厳しい中、当社は医療と介護の連携強化、優秀な介護人材の確保、サービスの質の向上を重点課題と捉え事業運営30年という事業の安定性、処遇改善をアピールしながら雇用の獲得に努めて参りました。更に、大手同業他社との業務提携、東京の不動産会社との業務提携を軸に高齢者介護事業に関する情報交換や、変化する時代のニーズに合わせた事業展開、業績向上につなげたい考えであります。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました当社の重要な設備投資はございません。

③ 資金調達の状況

当社は運転資金として短期借入金7億円の借入を行っております。

(2) 財産および損益の状況

| 区 分             | 第 27 期<br>(平成25年3月期) | 第 28 期<br>(平成26年3月期) | 第 29 期<br>(平成27年3月期) | 第 30 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年3月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 3,181                | 3,263                | 3,296                | 3,177                           |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 873                  | 539                  | 313                  | 148                             |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 41,812.73            | 258.24               | 150.04               | 71.23                           |
| 総 資 産 (百万円)     | 10,544               | 8,927                | 8,656                | 7,820                           |
| 純 資 産 (百万円)     | 2,310                | 2,829                | 3,118                | 3,235                           |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 110,613.78           | 1,354.40             | 1,492.46             | 1,548.52                        |

(注) 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

当社には子会社はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

当社には特定完全子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、以下の経営方針を定め、取り組んでまいります。

##### ① 経営の基本方針

当社は、北海道の有料老人ホーム業界におけるリーディングカンパニーとして、創業当初からの「人生100年の理想郷づくり」という経営理念のもとに、団塊の世代から後期高齢者、要介護高齢者の方々が快適に、終生お住まいいただける良質な住宅、生活支援、医療との連携が取られた介護サービスを提供する事業を通して、地域の高齢社会への貢献度の高い事業を展開します。当社は法令を遵守し、ご入居者とともに施設の円滑な運営を行い、安心してお住まいいただけるよう、健全な運営と財務体質の強化に努めます。

##### ② 目標とする経営指標

当社は、ご入居者に終生安心してお住まいいただけるよう、また、より安定した経営を継続していくため、施設の平均入居率は95%以上を確保することを経営指標としております。また、ご入居者の高齢化の進行により、介護居室の確保の課題があります。そのため、事業環境を慎重に見極めながら1年に1棟のペースで介護専用の新施設を開設することを目指します。それにより介護居室を確保するとともに、既存施設（健常棟）から介護専用棟への移転の便宜を図ることで、より快適な介護サービスの提供を可能とし、当社の施設運営規模の安定的な拡大を図ります。併せて既存施設（健常棟）における生活「セカンドライフ・自由という贅沢」をアピールし、団塊の世代の入居促進に努めます。

##### ③ 中長期的な会社の経営戦略

当社は、高齢者が安心してお住まいいただける住まいの提供を通じて高齢社会に貢献しながら、継続して成長し続けるため、以下の取り組みを行ってまいります。

ア. 既存施設の空室の入居促進に全社を挙げて取り組み、全施設平均95%以上の入居率確保を目指します。

イ. 介護付有料老人ホームは、札幌市の規制緩和後積極的に開設するべく、準備してまいります。

ウ. 定員50名から100名規模の高齢者向け住宅を、「光ハイツ・ヴェラス」または「ヴェラス・クオーレ」シリーズとして、1年に1棟のペースで開設を進めます。新施設は入居一時金方式または月額家賃方式とし、居宅介護事業所を併設します。

- エ. 既存の入居一時金方式の施設における入居費用の見直しを図り、入居しやすい新たな家賃方式を明確に打ち出すことで、高齢化が進む施設周辺地域からの入居促進と社会貢献を目指します。
- オ. 医療と介護の連携体制を強化し、ご入居者の安心と安全の強化された施設運営体制をつくりまします。
- カ. 既存施設ご入居者の高齢化に伴うニーズにお応えするため、介護居室の増設を行います。
- キ. 効率的な施設運営に取り組み、コストコントロールを推進します。

#### ④ 対処すべき課題

##### ア. 経営の健全性の確保

当社の経営基盤強化の達成目標として、繰越利益剰余金の健全化を掲げております。当社は平成25年4月に不動産流動化を実施。財務基盤を強化したことにより、当事業年度末で1,594百万円の繰越利益を計上しました。当社は引き続き長期に亘り安定的な収益の確保に努めて参ります。

##### イ. 優秀な人材の確保

当社が、北海道の有料老人ホーム業界におけるリーディングカンパニーであり続けるためには、ご入居者への良好なサービス提供をベースにし、全施設における介護の質の向上と医療との更なる連携強化に対応できるようレベルアップが課題です。そのためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠です。近年、全国的にサービス付き高齢者向け住宅は増え続け、それに伴う居宅介護事業所の増加などにより、介護担当の人材の確保が大変に厳しい状況が続いています。人材確保が難しい中で質の高い人材の採用を積極的にすすめるために、介護職員の処遇改善や、介護休暇、育児休暇制度など、労働環境の整備、魅力ある職場作りと風通しのよい人間関係の構築という社内環境整備が問われております。また、各種研修の実施、資格取得のサポート、社内での事例研究発表会の実施や社外での発表の場への積極参加など、組織的な研修体制を組み、情報共有および全体でのレベルアップを図る必要があります。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

| 主要事業内容                         |
|--------------------------------|
| 有料老人ホームの設置、運営、管理               |
| 介護保険法に基づく居宅介護サービス事業、介護予防サービス事業 |
| サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理         |

(6) 主要な営業所 (平成28年3月31日現在)

| 名 称                         | 所 在 地     |
|-----------------------------|-----------|
| 本 社                         | 北海道札幌市中央区 |
| 光 ハ イ ツ ・ ヲ ヲ ラ ス 石 山       | 北海道札幌市南区  |
| 光 ハ イ ツ ・ ヲ ヲ ラ ス 月 寒 公 園   | 北海道札幌市豊平区 |
| 光 ハ イ ツ ・ ヲ ヲ ラ ス 藤 野       | 北海道札幌市南区  |
| 光 ハ イ ツ ・ ヲ ヲ ラ ス 琴 似       | 北海道札幌市西区  |
| 光 ハ イ ツ ・ ヲ ヲ ラ ス 真 駒 内 公 園 | 北海道札幌市南区  |
| ヲ ヲ ラ ス ・ ク オ ー レ 小 樽       | 北海道小樽市    |
| ヲ ヲ ラ ス ・ ク オ ー レ 山 の 手     | 北海道札幌市西区  |
| ヲ ヲ ラ ス ・ ク オ ー レ 札 幌 北     | 北海道札幌市北区  |
| ヲ ヲ ラ ス ・ ク オ ー レ 南 19 条    | 北海道札幌市中央区 |

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

| 使 用 人 数  | 前事業年度使用人数 | 増 減 数 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 |
|----------|-----------|-------|---------|-----------|
| 223(70)名 | 231(69)名  | 8名減   | 49.7歳   | 5.1年      |

(注) 1. 使用人数は就業人数であり、常用パートを含んでおります。

2. 使用人数欄の(外書)は臨時使用人の年間平均雇用人員数(1日8時間換算)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 借 入 先                   | 借 入 額   |
|-------------------------|---------|
| 株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行 | 100,000 |

## 2. 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,096,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,089,200株
- (3) 株主数 365名

### (4) 大株主

| 株 主 名                 | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------|------------|---------|
| 藤 井 伸 一               | 1,359,700株 | 65.08%  |
| 株 式 会 社 保 健 科 学 研 究 所 | 92,500株    | 4.43%   |
| 株 式 会 社 ラ ・ ア ト レ     | 77,400株    | 3.70%   |
| 渡 邊 勲                 | 46,200株    | 2.21%   |
| 岩 倉 建 設 株 式 会 社       | 43,000株    | 2.06%   |
| 川 島 卓 也               | 30,000株    | 1.44%   |
| 松 井 証 券 株 式 会 社       | 29,600株    | 1.41%   |
| 森 千 恵 香               | 24,800株    | 1.19%   |
| フ ォ ー ク 株 式 会 社       | 24,000株    | 1.15%   |
| 門 田 洋                 | 20,000株    | 0.96%   |

(注) 自己株式は所有していません。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役および監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況             |
|----------|---------|---------------------------|
| 代表取締役社長  | 森 千恵香   | 全統括<br>株式会社とんでん代表取締役      |
| 取締役      | 大 堀 まさ子 | 執行役員<br>ヴェラス・クオーレ南19条 支配人 |
| 取締役      | 藤 井 伸 一 | 株式会社とんでん取締役               |
| 常勤監査役    | 神 谷 康 弘 |                           |
| 監査役      | 板 倉 暢 宏 | 板倉公認会計士事務所長<br>公認会計士・税理士  |
| 監査役      | 山 口 貴 嗣 | 真駒内クリニック院長                |

- (注) 1. 取締役藤井伸一氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役板倉暢宏氏および山口貴嗣氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、監査役板倉暢宏氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員とし、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役板倉暢宏氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

(単位：千円)

| 区 分                | 支給人員       | 支給額               |
|--------------------|------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 3名<br>(1)名 | 23,996<br>(4,998) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2)名 | 132<br>(2,400)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 6名<br>(3)名 | 34,128<br>(7,398) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第20回定時株主総会において年額80,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。  
 2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第20回定時株主総会において年額15,000千円以内と決議いただいております。  
 3. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労金の繰入額として取締役2名に対する2,996千円、監査役1名に対する367千円が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ア. 取締役藤井伸一氏は株式会社とんでんの取締役を兼務しております。当社との間には特別な関係はございません。
- イ. 監査役板倉暢宏氏は板倉公認会計士事務所の公認会計士・税理士を兼務しております。当社との間には特別な関係はございません。
- ウ. 監査役山口貴嗣氏は真駒内クリニックの院長をしております。当社との間には特別な関係はございません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況およびに当社と当該他の法人等との関係
- 上記3氏とも該当ありません。
- ③ 当事業年度における活動状況
- 取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

|       |         | 活 動 状 況                                                                                                                              |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 藤 井 伸 一 | 当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席いたしました。主に事業運営面、医療・介護の分野から意見を述べるなど、積極的な経営参画をしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                       |
| 監 査 役 | 板 倉 暢 宏 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回に出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。主に税務・法務や財務経理面に関して意見を述べるなど取締役会および監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。           |
| 監 査 役 | 山 口 貴 嗣 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回に出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。主に医療・介護の分野から意見を述べるなど、積極的な経営参画をしました。取締役会および監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、法令の定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人銀河

### (2) 報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 15,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該規定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において次のとおり決議しております。

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本方針を制定し、その実践を企業が存続、発展する上で不可欠なものとして位置づけ、企業活動において求められるあらゆる法令等の遵守はもとより、高い倫理観に則して行動し、公正かつ誠実で透明性の高い企業活動を遂行します。当社の取締役は、上記方針の実践のため「経営理念」、「倫理規程」、「コンプライアンス行動規範」および「コンプライアンス行動指針」ならびに「反社会的勢力対策規程」に従い、当社における企業倫理の遵守および浸透に関してリーダーシップを発揮します。社内ではコンプライアンス委員会を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、コンプライアンス体制の構築および運用を行います。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令・社内規定に基づき、取締役の職務の執行に係る文書・記録その他情報を、その保存媒体に応じて①株主総会議事録、②取締役会議事録、③監査役会議事録の法定作成文書をはじめ、④各委員会・会議等の各議事録、⑤決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報を、関連資料とともに「文書管理規程」に基づいて、文書（電磁的記録を含む）により保存します。また、保存部門は適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で保存しており、定められた保存期間を同規程において定めます。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業価値を高め、企業活動の持続可能な成長を実現することを阻害するリスクに対処すべく、「災害対策規程」、「危機管理規程」、「全社的予防リスクマニュアル」および「施設リスクマネジメント会議運営規程」（SRM）を設けており、取締役会は、総合リスク管理体制を定めます。これに基づき、横断的リスク、各部署、各業務プロセスに潜むリスクを抽出・評価し、優先順位をつけて体制の整備、対応策の立案を行います。対応策には、リスクを低減・抑制するための是正策、リスク発生時の対策および事業継続計画を含めます。さらに事業戦略立案部門は、事業戦略策定時に想定される事業リスクの抽出評価を行い対応策の検討を図ります。これらの内容は内部監査規程に基づき内部監査部門が監査にて確認します。さらに、取締役会で公表し、リスク管理レベルの向上を図ります。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社の意思決定の妥当性および執行業務の管理監督・牽制機能を向上するため取締役のうち一名以上は社外取締役とします。当社では、経営の監督と業務執行の役割分担を明確にする目的から、執行役員制度を採用します。予算実績管理、その他、業務執行に関する重要事項の意思決定をするため、幹部会議、執行役員会を毎月定例的に開催し、業務執行の円滑化を図ります。毎月定例および適宜開催する取締役会を経営の重要事項、その他意思決定の場とします。当社は経営方針の徹底のため、短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、これをもとに年度計画および予算を立案し、各部署、使用人に至るまで方針を展開し、業務計画を策定、推進する仕組みを構築することにより、取締役の職務の効率化を図ります。

#### **(5) 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**

当社は、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「倫理規程」、「コンプライアンス行動規範」および「光ハイツ・ヴェラス行動規範と行動指針」などを定め、その周知徹底と実践運用を行う体制を構築します。また、これを維持向上させるため、当社の使用人に対する教育、研修を行う計画を策定、実施します。さらに、当社はコンプライアンス違反行為の可能性を削減するため、横断的内部通報制度（「レポートライン」を設置）を設けます。使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確実にし、さらに、この体制を維持向上させるため、内部監査規程に準拠した内部監査、事業所内監査を実施します。

#### **(6) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は単体企業のため、該当する体制はありません。

#### **(7) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性に関する事項**

取締役会は監査役と協議のうえ監査役の職務を補助する兼任の使用人を一名配置することができます。なお、使用人の任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては事前に監査役会の同意を得たうえで決定することとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

## **(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および執行役員が担当する業務の執行状況の報告を行う毎月の取締役会、幹部会議および執行役員会には監査役が出席するほか、業務執行上重要な討議および報告を行う会議には常勤監査役が出席します。また、稟議書、議事録および業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人から説明を聴取します。監査役は、必要に応じて取締役会、幹部会議、執行役員会その他の会議の場および代表取締役との定期的な意見交換の場で意見を述べるものとなります。取締役、執行役員および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他法令もしくは定款・社内規程（コンプライアンス規程など）に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事実について決定したときは、監査役に報告する体制を敷きます。

## **(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は監査が実効的に行われることを確実にするため、代表取締役、その他取締役および執行役員と定期的な意見交換会を実施するとともに、内部監査部門および会計監査人と監査計画、監査内容について、情報交換を行うなど相互連携を図るものとなります。なお監査役が取締役会等で意見を述べ、牽制機能が実効的に働く体制を敷きます。

## **(10) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

財務報告の信頼性および適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

## **(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況**

「反社会的勢力対策規程」および「反社会的勢力との断絶方針」を制定し、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とします。反社会的勢力への対応は総務人事部が統括部署となり、役職員に周知徹底する他、反社会的勢力が取引先や株主となり、不当な要求を受ける被害を未然に防ぐよう、適正な企業調査の実施および外部情報等により反社会的勢力に関する情報の早期収集に努めます。また、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応します。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般

当社は本社および各営業所における内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

### (2) コンプライアンス

当社は、本社および各営業所の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報取扱規程により相談・通報体制を設けており、各営業所にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

### (3) リスク管理体制

コンプライアンス委員会において、各営業所および各部署から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

### (4) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、本社および各営業所の内部監査を実施いたしました。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容は以下のとおりです。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としてのあり方は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましく、その判断は最終的には会社の株主様全体の意思に基づき決定されるべきものであると考えます。そのためには株主の皆様には十分に情報が提供されたうえで、その適切な判断がなされる環境を当社が整えるべきであると考えております。

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる大量買付け行為であるか否かについて、株主様がその提案やそれに対する当社の現経営陣の経営方針等について十分な情報を得たうえで、適切な判断を下すことを好ましいと考えますし、また、当社の企業価値・株主共同の利益に反するおそれのある大量買付けや株主による適切な判断が困難な方法で大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

当社は、当社株式の大量買付け行為があった場合、その大量買付者に対して積極的に情報開示を要求し、株主の皆様が適切な判断を行うため、当社取締役会の意見および情報と時間の確保に努めると共に、適切な対応を行ってまいります。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する公正な利益還元を経営上重要な課題として位置づけ、業績の向上に努めると共に、経営基盤および財務体質の強化ならびに将来の事業拡大に備えた内部留保の充実も勘案しつつ、株主への安定した配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

当社は、直近の事業進捗や今後の事業展開等を総合的に勘案し、平成28年3月期の期末配当は1株当たり12円00銭（内、記念配当2円00銭）とさせていただきます。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部                 |           |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 流 動 資 産         | 6,616,671 | 流 動 負 債                 | 1,136,418 |
| 現金及び預金          | 6,162,111 | 短期借入金                   | 100,000   |
| 営業未収入金          | 328,610   | リース債務                   | 35,832    |
| 商 品             | 1,972     | 未 払 金                   | 152,853   |
| 貯 蔵 品           | 668       | 未 払 費 用                 | 19,258    |
| 前 払 費 用         | 97,600    | 未 払 法 人 税 等             | 4,531     |
| 繰延税金資産          | 10,212    | 未 払 消 費 税 等             | 17,803    |
| そ の 他           | 15,495    | 前 受 金                   | 6,550     |
| 固 定 資 産         | 1,203,497 | 入 居 金 預 り 金             | 675,961   |
| 有 形 固 定 資 産     | 600,397   | 介 護 料 預 り 金             | 70,633    |
| 建 物 (純 額)       | 43,263    | 賞 与 引 当 金               | 17,782    |
| 構 築 物 (純 額)     | 25,429    | そ の 他                   | 35,212    |
| 車両運搬具 (純額)      | 345       | 固 定 負 債                 | 3,448,579 |
| 工具、器具及び備品 (純額)  | 56,887    | リ ー ス 債 務               | 585,168   |
| 土 地             | 313       | 長 期 入 居 金 預 り 金         | 2,486,447 |
| リース資産 (純額)      | 474,159   | 長 期 介 護 料 預 り 金         | 277,260   |
| 無 形 固 定 資 産     | 34,106    | 退 職 給 付 引 当 金           | 46,268    |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 158       | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 21,018    |
| リ ー ス 資 産       | 21,221    | そ の 他                   | 32,415    |
| そ の 他           | 12,725    | 負 債 合 計                 | 4,584,998 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 568,993   | 純 資 産 の 部               |           |
| 投 資 有 価 証 券     | 599       | 株 主 資 本                 | 3,235,049 |
| 出 資 金           | 311       | 資 本 金                   | 686,296   |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 37,227    | 資 本 剩 余 金               | 566,296   |
| 長 期 貸 付 金       | 49,054    | 資 本 準 備 金               | 566,296   |
| 長 期 前 払 費 用     | 26,485    | 利 益 剩 余 金               | 1,982,456 |
| 繰延税金資産          | 5,534     | 利 益 準 備 金               | 3,855     |
| 長 期 性 預 金       | 4,400     | そ の 他 利 益 剩 余 金         | 1,978,601 |
| そ の 他           | 482,607   | 別 途 積 立 金               | 384,000   |
| 貸 倒 引 当 金       | △37,227   | 繰 越 利 益 剩 余 金           | 1,594,601 |
| 資 産 合 計         | 7,820,168 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 119       |
|                 |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 119       |
|                 |           | 純 資 産 合 計               | 3,235,169 |
|                 |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 7,820,168 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 3,177,929 |
| 売 上 原 価               | 2,630,391 |
| 売 上 総 利 益             | 547,538   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 278,507   |
| 営 業 利 益               | 269,031   |
| 営 業 外 収 益             | 28,283    |
| 受 取 利 息               | 1,210     |
| 受 取 配 当 金             | 28        |
| 受 取 手 数 料             | 3,989     |
| 受 取 賃 貸 料             | 13,056    |
| そ の 他                 | 9,997     |
| 営 業 外 費 用             | 41,913    |
| 支 払 利 息               | 34,845    |
| 支 払 手 数 料             | 2,000     |
| 長 期 前 払 費 用 償 却 等     | 4,518     |
| そ の 他                 | 549       |
| 経 常 利 益               | 255,401   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 255,401   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 95,950    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 10,629    |
| 当 期 純 利 益             | 148,822   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |         |       |            |           |             |              | 株 主 資 本<br>合 計 |
|-----------------------------|---------|---------|-------|------------|-----------|-------------|--------------|----------------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金 |            |           |             | 利益剰余金<br>合 計 |                |
|                             |         | 資本準備金   | 利益準備金 | その他利益剰余金   |           | 繰越利益<br>剰余金 |              |                |
|                             |         |         |       | 別<br>積 立 金 | 途<br>利 益  |             |              |                |
| 当 期 首 残 高                   | 686,296 | 566,296 | 3,855 | 384,000    | 1,477,117 | 1,864,972   | 3,117,565    |                |
| 当 期 変 動 額                   |         |         |       |            |           |             |              |                |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |         |       |            | △31,338   | △31,338     | △31,338      |                |
| 当 期 純 利 益                   |         |         |       |            | 148,822   | 148,822     | 148,822      |                |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |         |         |       |            |           |             |              |                |
| 当 期 変 動 額 合 計               |         |         |       |            | 117,484   | 117,484     | 117,484      |                |
| 当 期 末 残 高                   | 686,296 | 566,296 | 3,855 | 384,000    | 1,594,601 | 1,982,456   | 3,235,049    |                |

|                             | 評価・換算差額等         | 純資産合計     |
|-----------------------------|------------------|-----------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 |           |
| 当 期 首 残 高                   | 474              | 3,118,040 |
| 当 期 変 動 額                   |                  |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                  | △31,338   |
| 当 期 純 利 益                   |                  | 148,822   |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） | △354             | △354      |
| 当 期 変 動 額 合 計               | △354             | 117,129   |
| 当 期 末 残 高                   | 119              | 3,235,169 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～47年

構築物 2年～50年

車両運搬具 2年～10年

器具及び備品 2年～15年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

##### ③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、当事業年度末に在籍している従業員に対する支給見込額のうち当事業年度に属する金額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込みに基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

利用権方式による入居一時金及び介護等一時金の収益計上基準は、入居契約書に従い、入居時に一定割合を収益計上し、残額を返還する期間の定めに応じて収益計上しております。

入居契約における入居時償却率及び返還対象期間は、以下のとおりであります。

入居時償却率 5%～15%

一般棟(※1)返還対象期間 7年～15年

介護専用棟(※2)返還対象期間 3年～7年

※1 一般棟とは、入居時に介護を必要としない入居者の居住棟

※2 介護専用棟とは、日常的に介護を必要とする入居者の居住棟

(5) のれんの償却に関する事項

5年の期間で均等償却をしております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 有料老人ホーム施設開発に係る金利の会計処理 大型老人ホーム施設開発については、正常な開発期間中の支払利息を取得原価に算入しております。なお、当事業年度において取得原価に算入した支払利息はありません。
- ② 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理方法は、税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は長期前払費用に計上し、法人税法の規定により償却を行っております。

## 2. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金等の受入れにより固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額

|        |           |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 |           |
| 建物     | 355,250千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 694,772千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 2,089,200株  | —          | —          | 2,089,200株 |

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当事業年度に支払った配当金

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成27年5月14日<br>取締役会 | 普通株式  | 31,338千円 | 15.00円   | 平成27年3月31日 | 平成27年6月26日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生が翌事業年度に属する事項

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成28年5月11日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 25,070千円 | 12.00円   | 平成28年3月31日 | 平成28年6月27日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、施設の建設資金等を金融機関からの借入及びリースにより調達しております。また、投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であります。なお、売買目的のための有価証券の取得は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に施設の設備投資に係る資金調達を目的としており、流動性リスクを伴いますが、月次に資金繰計画を作成するなど返済資金を十分に確保できる体制を整えております。

投資有価証券は、市場価格及び業績不振による変動リスクを伴いますが、定期的に財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定には変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 6,162,111        | 6,162,111 | —       |
| (2) 投資有価証券 | 599              | 599       | —       |
| (3) 長期性預金  | 4,400            | 4,410     | 10      |
| 資産計        | 6,167,110        | 6,167,121 | 10      |
| (1) 短期借入金  | 100,000          | 100,000   | —       |
| (2) リース債務  | 621,001          | 886,123   | 265,121 |
| 負債計        | 721,001          | 986,123   | 265,121 |

(注) 1. リース債務は流動負債と固定負債のリース債務を合算しております。

(注) 2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については、証券取引所の価額によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

|                     | 種類  | 取得原価<br>(千円) | 貸借対照<br>表計上額<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------------|-----|--------------|----------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株 式 | 429          | 599                  | 170        |
| 合計                  |     | 429          | 599                  | 170        |

(3) 長期性預金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の預金に預け入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

これらの時価について、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 6,162,111    | —                   | —                    | —            |
| 長期性預金  | —            | 4,400               | —                    | —            |
| 合計     | 6,162,111    | 4,400               | —                    | —            |

4. 長期借入金及びリース債務の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超2年以内<br>(千円) | 2年超3年以内<br>(千円) | 3年超4年以内<br>(千円) | 4年超5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 短期借入金 | 100,000      | —               | —               | —               | —               | —           |
| リース債務 | 35,832       | 33,708          | 31,420          | 29,704          | 25,014          | 465,320     |
| 合計    | 135,832      | 33,708          | 31,420          | 29,704          | 25,014          | 465,320     |

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|              |          |
|--------------|----------|
| 未払事業税        | 1,761千円  |
| 未払事業所税       | 1,363千円  |
| 賞与引当金        | 5,450千円  |
| 社会保険料        | 800千円    |
| その他          | 836千円    |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 10,212千円 |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 役員退職慰労引当金    | 6,257千円   |
| 減価償却超過額      | 47,381千円  |
| 退職給付引当金      | 14,029千円  |
| 減損損失         | 233千円     |
| 貸倒引当金        | 11,082千円  |
| その他          | 663千円     |
| 繰延税金資産（固定）小計 | 79,648千円  |
| 評価性引当額       | △74,063千円 |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 5,585千円   |

繰延税金資産合計 15,797千円

|              |       |
|--------------|-------|
| その他有価証券評価差額金 | △50千円 |
| 繰延税金負債（固定）合計 | △50千円 |

繰延税金負債合計 △50千円

繰延税金資産の純額 15,746千円

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.01%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.65%、平成30年4月1日以降のものについては30.41%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が6,400千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が6,404千円、その他有価証券評価差額金が3千円それぞれ増加しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類                          | 会社等の名称<br>又は氏名                   | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合 | 取引の内容         | 取引金額<br>(千円) | 科目         | 期末残高<br>(千円)    |
|-----------------------------|----------------------------------|------------------------|---------------|--------------|------------|-----------------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | (株)Fujii.<br>Corporation<br>(注)1 | なし                     | 建物の賃借<br>(注)2 | 34,500       | 前払費用<br>敷金 | 6,009<br>34,000 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社役員藤井伸一氏が議決権の100%を直接保有しております。  
2. 一般的な施設建設費から割り出される賃料に基づいて決定しております。  
3. 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,548円52銭  
(2) 1株当たり当期純利益金額 71円23銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月26日

株式会社 光ハイツ・ヴェラス  
取締役会 御中

監査法人 銀 河  
代表社員 公認会計士 川 上 洋 司 ㊤  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 中 原 郁 乃 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光ハイツ・ヴェラスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役からの監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2、監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月27日

株式会社光ハイツ・ヴェラス監査役会

常勤監査役 神谷 康弘 ㊟

社外監査役 板倉 暢宏 ㊟

社外監査役 山口 貴嗣 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結出来る会社役員~~の範囲が変更されました。~~これに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第30条（取締役の責任免除）および第41条（監査役~~の責任免除~~）の規定の一部を変更するものであります。なお、第30条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第29条（条文省略）</p> <p>（取締役の責任免除）<br/>第30条（条文省略）<br/>2. 当社は、社外取締役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第31条～第40条（条文省略）</p> <p>（監査役<del>の責任免除</del>）<br/>第41条（条文省略）<br/>2. 当社は、社外監査役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第42条～第49条（条文省略）</p> | <p>第1条～第29条（現行どおり）</p> <p>（取締役の責任免除）<br/>第30条（現行どおり）<br/>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第31条～第40条（現行どおり）</p> <p>（監査役<del>の責任免除</del>）<br/>第41条（現行どおり）<br/>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第42条～第49条（現行どおり）</p> |

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営の透明性の確保及びゴコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                              |                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | もり ちえか<br>森 千恵香<br>(昭和41年8月8日)     | 昭和60年4月<br>平成7年7月<br>平成21年6月                                                                                | 欧米自動車工業(株) 入社<br>欧米自動車工業(株) 取締役<br>当社 代表取締役社長 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>(株)とんでん 代表取締役                                                                                                     | 24,800株    |
| 2     | おおほり まさこ<br>大堀 まさ子<br>(昭和32年8月15日) | 昭和54年4月<br>平成10年1月<br>平成14年9月<br>平成17年4月<br>平成17年11月<br>平成21年4月<br>平成21年7月<br>平成22年6月<br>平成23年3月<br>平成27年8月 | 美唄労災病院 勤務<br>太黒胃腸科病院 勤務<br>センチュリー病院 勤務 看護師長<br>当社 入社<br>当社 光ハイツ・ヴェラス琴似 看護師長<br>当社 看護部長<br>当社 執行役員 (現任) 看護・介護部長<br>当社 取締役 (現任) 看護・介護担当<br>当社 ヴェラス・クオーレ山の手 支配人<br>当社 ヴェラス・クオーレ南19条 支配人 (現任) | -          |
| 3     | ふじ いしん いち<br>藤井 伸一<br>(昭和29年4月18日) | 昭和62年10月<br>平成5年4月<br>平成6年4月<br>平成11年12月<br>平成21年6月                                                         | 札幌平岡病院 開業<br>財団法人湯浅記念会 設立<br>社会福祉法人栄和会 設立<br>社会福祉法人札幌恵友会 入職<br>当社 社外取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>(株)とんでん 取締役                                                                             | 1,359,700株 |
| 4     | うえの さちこ<br>上野 幸子<br>(昭和19年1月5日)    | 昭和40年4月<br>昭和44年10月<br>昭和56年11月<br>平成元年8月<br>平成2年4月<br>平成5年10月                                              | J A北海道厚生連 札幌厚生病院 入社<br>平田内科小児科 入社<br>医療法人社団恵誠会 札幌恵北病院 入社<br>医療法人社団恵和会 西岡病院 入社<br>日本看護連盟北海道支部札幌地区支部役員<br>日本私立学校振興・共済事業団 入社                                                                 | -          |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 藤井伸一氏は、非業務執行取締役候補者であります。  
 3. 当社は、藤井伸一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。  
 4. 非業務執行取締役候補者藤井伸一氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。  
 5. 上野幸子氏は社外取締役候補者であります。

6. 上野幸子氏を社外取締役候補者とした理由は、取締役会において当社の経営判断に関し適法性・妥当性の面から監視し、モニタリング機能を果たすことが出来ると考えております。また、同氏は看護師として30年余りの医療機関等勤務の経験から、医療・介護の分野に精通しており、今後、医療、介護に関する対応が重要視される当社の有料老人ホーム事業および高齢者介護事業に対する積極的な指導助言をいただくためであります。
7. 当社は上野幸子氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以 上



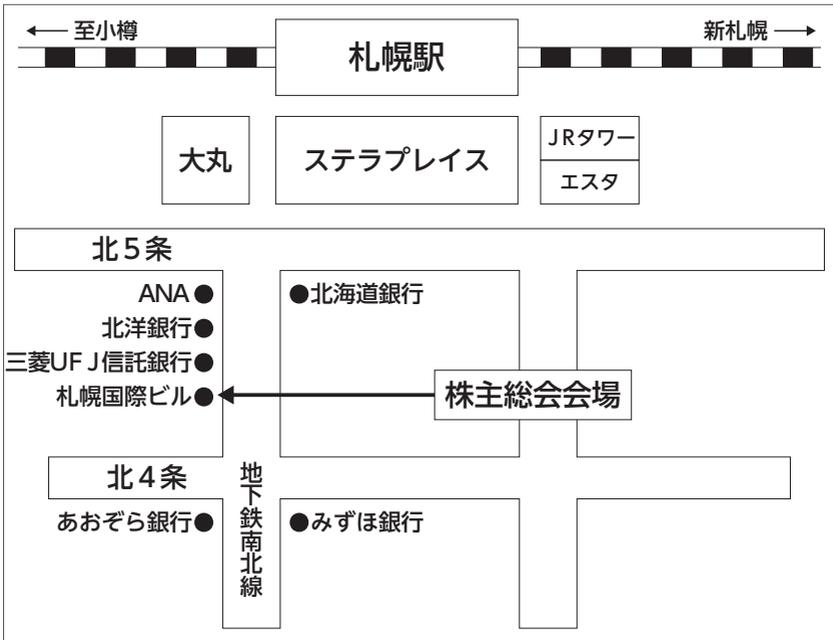


# 株主総会会場ご案内図

会場：札幌国際ビル8階  
住所：札幌市中央区北4条西4丁目1番  
TEL：011-520-8668

## 交通のご案内

- ① JR札幌駅より徒歩3分
- ② 地下鉄南北線札幌駅より徒歩2分（出口8番）



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。